

斜里町

小中連携・一貫教育に関する基本方針

平成27年11月

斜里町教育委員会

はじめに

本年6月、「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、小中一貫教育を実践に移す義務教育学校の制度化が図られ、平成28年度から施行されることになりました。斜里町では、「第6次斜里町総合計画」、「第4次斜里町生涯学習推進計画」等の中で、児童生徒一人一人に知徳体のバランスのとれた生きる力を育むことを中核に据えた学校の姿を示しています。

また、斜里町の小学校では、児童一人一人に豊かな教育環境の向上などを図るため、斜里町立小学校適正配置計画に基づき、平成26年3月末に峰浜小学校が閉校し、平成28年3月末に川上小学校及び以久科小学校、朱円小学校の3校が閉校します。その結果、平成28年度当初からは、町内の小中学校は斜里小学校と朝日小学校による斜里中学校区と、ウトロ小中学校区となります。

このような状況をふまえた上で、学校教育の質的な改善・充実を図るため小中連携・一貫教育の在り方について、基本的な方針を策定し、これに沿った具体的な取組を進めていきます。

なお、本基本方針案は平成27年7月に策定した「素案」をもとに学校等関係機関との協議をふまえて加筆修正したものです。

1 小中連携・一貫教育に取り組む背景

小中連携・一貫教育については、全国各地の実情に応じて、各市町村が様々な理由で、独自に取り組を進めてきており、先進地や斜里町の実態などから、必要とされる背景について、次の6点にまとめました。

- ① 教育基本法（平成18年）の制定や学校教育法（平成22年）の改正により、小・中学校が互いに協力し、義務教育9年間の全体を見通して、系統性・連続性に配慮した教育が必要であるとされたこと。
- ② 平成20年の学習指導要領改訂においては、教育内容が質・量とも充実されたことにより、児童のつまずきやすい学習内容などについての長期的な視点に立ったきめ細かな指導などの学習指導の工夫が必要であること。
- ③ 小学校から中学校への進学において、小・中学校間の教育活動の差異により、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」への対応が必要であること。
- ④ 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実が求められる中で、特別支援学級や普通学級に在籍し特別な配慮を要する児童の指導内容・方法の在り方

等についての系統性や継続性に配慮する必要があること。

- ⑤ 地域コミュニティの衰退、共働き世帯の増加、世帯当たりの子どもの数の減少といった状況がある中で、家庭や地域における子どもの社会性を育成する機能が弱まっているとの指摘があることから、異学年(異年齢集団・縦割り班)交流等を活性化させることにより、上級生の子どもたちは下級生の子どもたちに対する思いやり、下級生の子どもたちは上級生の子どもたちに対する憧れの気持ちを育むなど、子どもたちの社会性の育成を図る必要があること。
- ⑥ 児童生徒の身長や体重の伸びの大きい時期が、小学校6年、中学校3年という6・3制が導入された昭和20年代前半と比較すると2年程度早まるなど、児童生徒の発達の早期化に関わる現象や、「学校の楽しさ」、「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校4年生から5年生に上がる段階においても肯定的回答をする児童の割合が下がる傾向があるなど、小学校高学年から柔軟な対応策について検討が必要であること。

2 小中連携・一貫教育とは

(1) 定義

○「小中連携教育」

小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育。

○「小中一貫教育」

小中連携のうち、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育。

(2) 期待される効果

中学校進学時に不安を覚える生徒の減少のほか、いじめ・不登校の減少や自己肯定感の向上、思いやりや助け合いの気持ちの育成など生徒指導上の成果、学習意欲の向上や学習習慣の定着など学習指導上の成果、教科指導力・生徒指導力の向上など教職員に与えた効果などが期待されます。

●小中一貫教育の全国の取組状況

- 実施件数 1130 件（小：2284 校、中：1140 校）
- 実施市町村 211 市町村（全市町村の約 12%）
（北海道 14 市町村）

●これまでの取組の総合的な評価（成果）

- 大きな成果が認められる 10%
- 成果が認められる 77%
- 成果があまり認められない 12%
- ほとんど成果が認められない 1%

●小中一貫教育の成果（抜粋）

- 中学校への進学に不安を感じる児童が減少した ①27%+②63%=90%
- いわゆる「中1 キャップ」が緩和された ①22%+②67%=89%
- いじめの問題等が減少した ①6%+②51%=57%
- 不登校が減少した ①8%+②46%=54%
- 児童生徒に思いやりや助け合いの気持ちが育まれた ①10%+②54%=64%
- 児童生徒の自己肯定感が高まった ①6%+②51%=57%
- 小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった①21%+②69%=90%
- 小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった ①21%+②64%=85%
- 小・中学校共通で実践する取組みが増えた ①20%+②59%=79%

①「大きな成果が認められる」②「成果が認められる」

H26 文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査」

(3) 小中連携・一貫教育学校の形態

小中連携・一貫教育学校の形態としては、「一体型」「隣接型」「分離型」があり、それぞれの形態ごとに利点・課題があることから、地域の実情、実態に合わせ判断する必要があります。

	一体型	隣接型	分離型
設置形態	同一の校舎内に小学校及び中学校の全学年（9学年）があり、組織・運営ともに一体的に小中一貫教育を行う	隣接する小学校及び中学校で、教育課程及び教育目標に一貫性をもたせる	離れた場所に設置された小中学校で、それぞれの学校施設や組織・運営を維持しながら、カリキュラムや教育目標に一貫性をもたせ、互いに連携を図りながら教育活動を実施する
利点	児童生徒、教職員の移動時間が少なく効率的で最大限の効果得られる	一体型・分離型の間	既存の校舎を活かしながら進められる
課題	施設整備が伴う場合多額の経費がかかる	一体型・分離型の間	児童生徒、教職員の移動に時間がかかり、効率的に進められない面がある
設置状況 (H26)	13%	5%	78%

（４）義務教育学校とは

平成28年4月から新しく小中一貫教育を制度化した新しい学校種で、次のような特徴を持ちます。

- 小学校と中学校の義務教育9年間を弾力的に運用できる。
- 課程区分は原則、前期6年、後期3年とするが、「4-3-2」「5-4」「4-5」など、児童生徒の実状などに合わせて、自由に区切ることができる。
- カリキュラムは、教育課程の特例を活用し、地域や児童生徒の実態を踏まえた独自の教科を設けることができる。
- 校長は1人で、教員は小・中の両免許が必要だが、経過措置として当面は、小学校免許で小学校課程を、中学校免許で中学校課程をそれぞれ指導が可能。

3 斜里町における小中連携・一貫教育

斜里町では、学力と体力の向上や斜里らしい教育活動などを実践するため、ウトロ小中学校における小中一貫教育と、斜里中学校を軸とした小中連携教育の推進、地域と一体となった学校経営などを柱とした教育行政執行方針の下で、「9年間を見通した系統的・継続的な教育活動や、小学校から中学校への円滑な接続をめざす取組を通して、中1ギャップの未然防止とともに、児童生徒一人一人の知徳体のバランスのとれた生きる力を育む」ことを小中連携・一貫教育の目的とします。

① ウトロ小中学校 ～ 小中一貫教育

ウトロ地区では、現在の校舎を活かして施設一体型での「小中一貫教育」の取組を進めます。

② 斜里小学校・朝日小学校と斜里中学校 ～ 小中連携教育

斜里中学校区では、現在の校舎を活かして斜里中学校と斜里小学校・朝日小学校による施設分離型での「小中連携教育」の取組を進めます。

4 小中連携・一貫教育の推進に向けた取組

(1) 教育課程検討委員会の設置

小・中学校の教育課程の編成や実施上の課題を改善・検討するために必要な情報の交流及び具体的な取組のための調査・研究を行うことを目的として、平成27年5月に教育課程検討委員会を設置しました。

ここでの調査・研究の1項目として、小規模校の統合を契機として義務教育9年間を見通し、系統性や継続性に配慮した教育活動の充実をめざす小中連携・一貫教育を位置づけています。

教育課程検討委員会では、ウトロ小中学校における小中一貫教育の取組経過をふまえて、斜里中学校区の小中連携教育を中心に調査・研究を積み重ね、結果をまとめて、本年11月、教育委員会に報告する予定です。

(2) ウトロ小中学校における小中一貫教育の推進

平成26年度からの取組みによって、「小中一貫教育グランドデザイン」を作成し、ウトロプロジェクト委員会を中心に具体的な取組を推進するとともに、義務教育学校への移行を視野に入れ、地域及び保護者との協議を開始しています。また、27年度当初から小・中の連携を重視した学習指導を行っています。

(3) 斜里中学校区における実施計画の作成

教育課程検討委員会の報告等を受けて、3校の小中連携担当で組織する「(仮称)小中連携・斜里中学校区3校合同推進委員会」を設置し、具体的な取組内容や検討を要する課題を系統的に整理します。

- ①平成27年度は、3校及び川上小学校・以久科小学校・朱円小学校の教員も加えて組織し、具体的な取組内容や検討を要する課題を系統的に整理した内容に基づき、平成28年度で試行的に実施する取組内容を検討します。
- ②平成28年度は、試行的に実施した取組内容について評価を行い、平成29年度の実施計画を作成します。

(4) 小中連携担当者(コーディネーター)等の配置

小中連携教育のより効果的で円滑な推進と教職員の負担の軽減を図るため、小中連携担当者(コーディネーター)等の配置を検討します。

(5) 小中連携・一貫教育の成果と課題の検証

年度ごとの小中連携・一貫教育の取組の成果と課題を、斜里中学校区及びウトロ地区でそれぞれ整理するとともに検証します。その結果に基づき、教育課程検討委員会で整理し、斜里町の小中連携・一貫教育の改善・充実を図ります。

【小中連携・一貫教育の推進体制及び今後の作業スケジュール】

	全町	ウトロ中学校区	斜里中学校区
26年度		○校内に「小中一貫教育プロジェクト委員会」を設置し、ウトロビジョンの協議	
27年度	○管理職と教務主任による教育課程検討委員会の設置 ・小中連携・一貫教育部会による調査・研究 ・小中連携・一貫教育の在り方について教育委員会へ報告(11月) ○教育委員会としての評価	○学校経営計画へのウトロビジョン「小中一貫教育ランドデザイン」の明記 ○小中一貫教育の推進 ・小・中の連携を重視した学習指導 ・ウトロビジョンに基づく実践・検証 ・義務教育学校に関する地域・保護者との協議 ○教職員の移行準備に向けた研修等	○「斜里中学校区における(仮称)小中連携・3校合同推進委員会(以下、委員会)」の設置 ・28年度試行計画の作成 ・必要に応じて6校教職員による合同研修会の開催
28年度	○教育課程検討委員会による調査・研究の継続 ・試行に関する調査・研究(評価) ・29年度実施に向けた調査・研究 ○教育委員会としての評価 ○地域と一体となった学校運営(コミュニティースクール)の検討	○小中一貫教育の推進 ・ウトロビジョンに基づく義務教育学校への移行 ○地域と一体となった義務教育学校運営(コミュニティースクール)の検討	○委員会による調査・研究の継続 ・29年度実施計画の作成 ・必要に応じて3校教職員による合同研修会の開催
29年度	○教育課程検討委員会による調査・研究の継続 ・29年度以降に実施する取組内容に関する調査・研究(評価) ○教育委員会としての評価 ○地域と一体となった学校運営(コミュニティースクール)の検討	○小中一貫教育の推進 ○地域と一体となった義務教育学校運営(コミュニティースクール)の検討	○斜里中学校区における小中連携教育の推進 ・委員会による調査・研究の継続 ・29年度以降に実施する計画内容の作成